

経営管理権集積計画（R4第05号）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定める。

令和5年4月1日

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
1	南部町本郷字大福山	9977	40	9977	山林	0.11	スギ ヒノキ	71
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

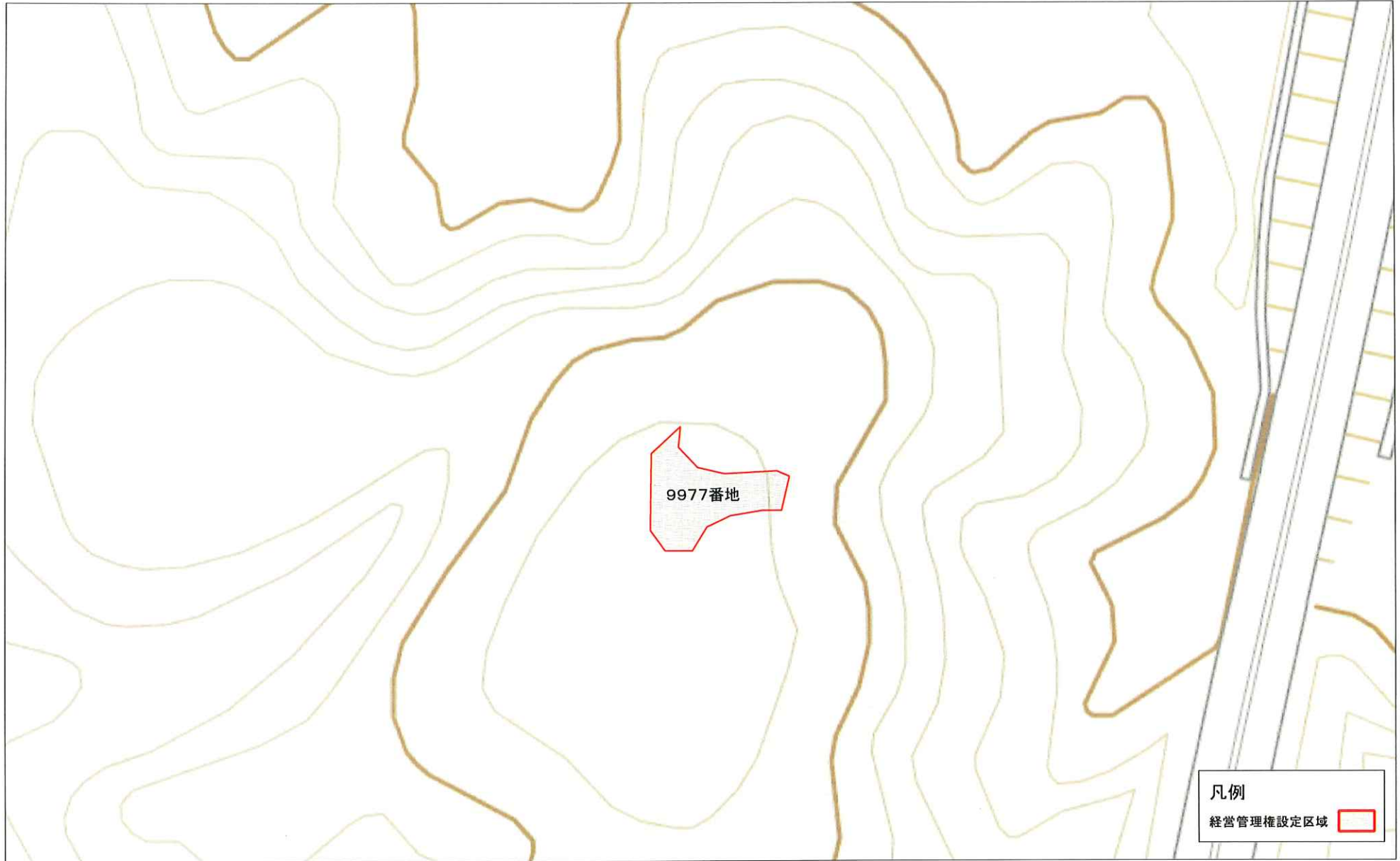
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定
者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの直
実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当
について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載
にすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と

R4第05号 位置図



凡例
経営管理権設定区域

0 25 50 75 100 125 m